

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年12月13日（平成28年（行情）諮問第711号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（行情）答申第75号）

事件名：特定技術者資格登録制度において特定資格が非登録となった理由が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月29日付国広情第127号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 肝心の部分が全て黒塗りで実質的に不開示と変わりがない決定は、審査会で不開示決定を取り消すべきとの答申が出たので、表面的にその答申に従ったように見せかけているだけにすぎません。実態は、審査会の答申を完全に無視したものです。
- (2) ある団体が資格の登録を受けられず、別の団体の似たような資格が登録を受けたとします。登録されなかった団体は、他の資格がなぜ登録されたのか知りたいと考えるでしょう。審査の具体的な内容が明らかになれば、自分たちの資格がなぜ登録されなかったのか、納得できるはずでず。例えば、登録された資格と比べて、試験内容が易しすぎる、といったことかもしれません。その団体は、登録された他の資格を参考に、自分たちも登録を受けられるように、資格の内容を見直すようになるでしょう。そのような行為を“模倣”であるとして、なぜ排除する必要があるのか全く理解できません。国土交通省が求める要件に合致していて、受験者の技術力をきちんと測れる資格であれば、他の資格を参考にしたとしても、何の問題もないはずでず。

- (3) 審査内容をオープンにせず、ブラックボックス化することには、非常に大きな弊害が考えられます。例えば、国土交通省OBの天下りを受け入れている団体が運営する資格は登録し、受け入れていない団体の資格は登録しない。そういった恣意的な運用も、やろうと思えばできてしまいます。もちろん、現時点で、そのような恣意的な運用がなされていると言うわけではありません。しかし、仮にそうであっても、審査内容がブラックボックスでは誰もチェックすることができません。この資格の登録制度は公共事業の発注に利用されるので、民間企業にとっては、受注できるかどうかを左右する重要なものです、つまり、極めて公共性の高いものであり、その運用には高い透明性・公平性が求められます。恣意的な運用がなされていないか、チェックできるような仕組みは絶対に必要です。
- (4) 以上のような観点から、資料の大部分を黒塗りとした国土交通省の対応は極めて不当であり、全ての情報を開示するよう強く求めたいと思います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、「2015年1月26日に公表した「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」で、コンクリート診断士を診断業務で登録しなかった理由を記した書類。具体的には、同資格を運営する特定法人に対して非登録の理由を通知した書類と、同資格に対する国交省内での審査過程を記録した書類」について、文書の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、「技術者資格の登録に関する審査結果のお知らせ（特定法人宛て）」を特定し、法5条2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示としたうえで、一部開示決定（原処分）を行った（平成28年6月29日付国広情第127号）。
- (3) これに対し、本件審査請求は、原処分を取り消し、不開示部分の開示を求めて、諮問庁に対し、提起されたものである。

2 国土交通省の技術者資格登録規程について

国土交通省は、公共工事の品質を確保するため、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む）及び設計等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力を適切に評価することができる資格の登録について必要な事項を定めた「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（平成26年国土交通省告示第1107号、以下「登録規程」という。）を制定し、これに基づき、資格の付与に関する事業等を行う民間事業者等から申請があった資格が、登録規程に定める登録の要件に適合している場合に登録している。

登録の要件については登録規程5条1項に規定されている外、国土交通省ホームページにおいて公表されている「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き」（以下「手引」という。）において、明確にされている。

また、国土交通省は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」（以下「技術者資格登録簿」という。）として登録した資格を公表するとともに、申請者に対しては、登録、非登録に関わらず、申請された資格の判定結果について通知している。

なお、国土交通省では、国土交通省が発注する点検・診断等の業務で、登録された資格を保有する技術者を総合評価落札方式の入札時に加点評価するなどの取り組みを行っている。

そのため、登録規程に定める登録の要件に適合せず非登録となった事実を公にした場合、不特定多数の者に対し非登録となった資格の取得意欲を薄れさせ、その資格の受験者が減少するなど申請者の事業活動に不利益が生じるおそれがあることから、国土交通省は、登録申請状況を公表していない。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、原処分を取り消し、不開示部分の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について述べる。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の法人を名指しして、その運営する特定資格が、上記3の登録制度で特定業務分野において非登録となった理由を通知した文書と、当該法人に対する国土交通省内での審査過程記録についての文書の開示を求めたものである。

本来であれば、このような形の開示請求に対し対象文書の存否を答えることは、名指しされた法人が登録申請をし非登録となった事実の有無を明らかにするものであり、当該法人及び同者が運営する資格に対する社会的信用を低下させるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できないものとする。

本件開示請求に関しては、開示決定の過程において、当該法人がホームページに掲載した事業報告書の中で、登録申請に関し、「4区分に申請し1区分が登録された。」との記載があった（どの区分が非登録となったかは記載されていない。）ことが明らかとなったため、当該法人の申請区分数は公情報であるとみなし、これらの情報を明らかにした上で、開示決定したものである。

(2) 不開示部分の妥当性について

不開示とした部分には、非登録となった具体の区分名や区分名が推察

される情報，各登録要件毎の具体の申請内容と判定結果が記載されている。

以下，不開示部分の法5条該当性について以下のとおり述べる。

ア 非登録となった具体の区分名や区分名が推察される情報については，公にすることにより，例えば，非登録となった区分の業務に従事する不特定多数の者に対し，非登録となった資格の取得意欲を薄れさせ，その資格の受験者が減少するなど，当該法人の事業活動に支障を及ぼし，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

よって，法5条2号イに該当するとして不開示としたことは，妥当であると考ええる。なお，原処分にあたり，当該法人に，本件対象文書の開示について意向を確認したところ，非登録となった区分の名称を明らかにすることは当該資格の運営上，不利益が生じるとのことであった。

イ 次に，各登録要件毎の具体の申請内容と判定結果については，公にすることにより，例えば，当該法人と競合する他社が，当該法人の技術的な知見等を用いて作成した資格試験問題等を安易に模倣することや，国土交通省の技術者資格登録への申請・登録を企業努力によらず容易に行うことが可能となるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できない。

よって，法5条2号イに該当するとして不開示としたことは，妥当であると考ええる。

また，当該法人以外の者が，登録の適合部分のみを模倣し国土交通省の技術者資格への申請を行った際，国土交通省がその者の実施している資格付与事業の内容を正確に把握することが困難となるなど，登録審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることも否定出来ないため，法5条6号柱書きにも該当するとして不開示としたことも，妥当であると考ええる。

ウ なお，登録の要件については，上記3に記載のとおり，明確に公表していることから，審査請求人が上記第2の2（1）ウで主張するような恣意的な運用をする余地はない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから，諮問庁としては，本件開示請求について，法5条2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示としたうえで，一部開示決定を行った原処分は，妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月16日 審議
- ④ 同年5月12日 委員の交代に伴う所要の手続の実施及び
本件対象文書の見分並びに審議
- ⑤ 同年6月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の経緯について

本件開示請求は、「2015年1月26日に公表した「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」で、特定資格を特定業務で登録しなかった理由を記した書類。具体的には、同資格を運営する特定法人に対して非登録の理由を通知した書類と、同資格に対する国交省内での審査過程を記録した書類」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、当初、本件請求文書の存否を答えると、特定法人が特定資格について登録申請をしたが非登録となったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるところ、本件存否情報は法5条2号イに該当するとして、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「当初処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人から審査請求があり、当審査会に諮問されたため、当審査会は、本件存否情報は法5条2号イに該当するとは認められず、存否応答拒否は妥当ではないから、当初処分を取り消すべきであるとの答申（平成27年度（行情）答申第542号、以下「先行答申」という。）を行った。

先行答申を受けて諮問庁は当初処分を取り消し、処分庁が改めて本件請求文書の対象として本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、これに対し、本件審査請求がされたものである。

審査請求人は、不開示とされた部分を開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、登録規程に基づき、特定法人から国土交通省に申請された特定の技術者資格について、平成27年1月に公表される技術者資格登録簿に登録するかどうかの審査結果を、同省から特定法人宛てに

通知する文書であり，送付状及び申請に係る資格の登録区分に対応する一葉ごとの判定表とで構成されていることが認められる。

また，一葉ごとの判定表については，別表の「1 記載項目」欄に掲げるとおり，Ⅰ区分欄，Ⅱ総合判定欄，Ⅲ申請資格欄，Ⅳ上段の表及びⅤ下段の表とで構成され，さらに，Ⅳ上段の表及びⅤ下段の表については，それぞれ①登録の要件欄ないし⑤備考欄，①施設分野欄ないし⑪判定（案）の理由，考え方等欄とに細分化されることが認められる。

原処分では，送付状は全て開示されるとともに，判定表については，Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表と「×」と記載されている判定表とでは開示されている部分が異なっており，その不開示部分は別表の「2 不開示部分」欄に掲げるとおりである（なお，各欄の名称自体は全て開示されている。）。

- (2) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，不開示部分を不開示とした理由について改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 技術者資格登録制度は，登録規程及び手引に基づき，技術者資格登録簿に資格を登録しようとする民間事業者等からの申請に基づき実施されるものである。手引の「5. 申請書類等の取り扱いについて」の項目において，申請者からの申請書類等については，公開を予定していないこと及び法3条に基づく開示請求がなされた場合は，当該申請者の意向も確認した上で，開示・不開示の決定を行う予定であることを定めている。

イ Ⅰ区分欄及びⅤ①施設分野欄ないしⅤ⑥確認すべき資格付与試験等の要件の解説欄について

技術者資格登録は，対象とする施設分野，業務等の登録区分ごとに行われるところ，Ⅰ区分欄には，その登録区分が記載されている。今般，本件開示請求を受け，申請者（特定法人）に照会した結果，「非登録となった資格の登録区分を明らかにすると，その登録区分の資格の受験者が減少するなど事業上の不利益が生じるため，非公開としてほしい。」との意見があった。

処分庁は，同意見も踏まえ，Ⅱ総合判定欄が「×」と記載されている判定表のⅠ区分欄には，非登録となった資格の登録区分が記載されており，これを公にすると，その区分の業務等に従事する不特定多数の者に対し，その資格の取得意欲を薄れさせ，その資格の受験者が減少するなど，当該法人の事業活動に支障を及ぼし，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることとは否定できないと判断し，法5条2号イにより不開示とした。また，Ⅴ①施設分野欄ないしⅤ⑥確認すべき資格付与試験等の要件の

解説欄については、Ⅰ区分欄の登録区分を推察できる情報が記載されていることから、同様の理由で不開示とした。

諮問庁としても、処分庁の上記判断は妥当であると考える。

ウ その余の不開示部分について

その余の不開示部分には、特定法人からの申請に係る資格が登録要件に適合するか判定した際の確認資料、判定結果、判定の理由等が記載されているところ、これを公にすると、特定法人からの申請に係る資格がどのような場合に登録要件に適合し、又は適合しなかったという具体的情報が明らかとなる。

その結果、特定法人と競合する同業他社において、特定法人が技術的な知見等を用いて作成した資格付与試験問題等と国土交通省の判定結果等を照合し、安易かつ効率的に模倣問題を作成して企業努力によらず技術者資格登録の申請をすることが可能となり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、同業他社が登録要件に適合する部分のみを形式的に模倣して申請することが可能となるため、国土交通省において、申請者が付与する技術者資格が真に登録要件を全て満たしているのか、その実際の水準等を正確に把握することが困難となり、国土交通省における登録審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、その余の不開示部分は、法5条2号イ及び6号柱書きに該当すると考える。

(3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。

ア Ⅱ総合判定欄が「×」と記載されている判定表のⅠ区分欄及びⅤ①施設分野欄ないしⅤ⑥確認すべき資格付与試験等の要件の解説欄について

(ア) 本件では、上記1記載のとおり、当審査会が先行答申を行っているところ、同答申において、「公表された技術者資格登録簿に「登録されていない資格について活用を直ちに妨げる趣旨ではない」と記載されている。特定法人の特定資格については、公表されている技術者資格登録簿を確認すれば、登録された資格か否かは明らかであり、登録されていないという事実により、他の登録された資格と比較されることはあるとしても、上記のような登録制度の趣旨等からすれば、登録申請を行ったが登録されなかったという事実(本件存否情報)自体によって、当該法人が運営する当該資格に対する社会的信用を低下させ、当該法人の事業活動に支障を及ぼすものとは認められない。」との判断を既に示している。

(イ) 不開示とされたⅡ総合判定欄が「×」と記載されている判定表のⅠ区分欄及びⅤ①施設分野欄ないしⅤ⑥確認すべき資格付与試験等

の要件の解説欄には、非登録となった資格の登録区分又はこれを推察できる情報が記載されているところ、当該資格がこれらの登録区分で登録されていないことは技術者資格登録簿を確認すれば明らかである。そして、登録されていないことが明らかである以上、当該部分を開示することにより特定法人が運営する当該資格に対する社会的信用を低下させ、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

イ IV③確認資料欄について

(ア) IV③確認資料欄には、申請に係る資格が登録規程5条に定める登録要件を満たすかどうかを、どのような申請書類で確認するのかが記載されているが、これらの記載は、申請書類の具体的内容を明らかにする情報ではなく、また、原処分で開示されているIV①登録の要件欄及びIV②評価方針欄の内容並びに誰でも入手可能な手引の「Ⅲ登録申請（申請書類の作成方法）【第3条】2添付書類（2）資格付与事業又は事務の実施の方法に関するもの表—3〔イ～チの各事項に対応する添付書類〕」の内容からおのずと明らかとなる情報であると認められる。

(イ) そうすると、IV③確認資料欄を開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、国土交通省の登録審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ IV④判定（案）欄、IV⑤備考欄、V⑩判定（案）欄及びV⑪判定（案）の理由、考え方等欄について

(ア) IV④判定（案）欄及びV⑩判定（案）欄には、申請に係る資格が登録規程5条に定める登録要件に適合するかどうかを国土交通省が登録要件ごとに判定した結果が「○」か「×」で記載され、これらの欄が「×」の場合には、IV⑤備考欄及びV⑪判定（案）の理由、考え方等欄に不適合の理由が具体的に記載されている。

(イ) ところで、登録規程5条によると、登録が認められるためには同条1号から9号に列記する登録要件の全てに適合する必要があるから、Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表において、登録要件ごとの判定結果を記載したIV④判定（案）欄及びV⑩判定（案）欄もその全てが「○」であることはおのずと明らかである。そして、IV④判定（案）欄及びV⑩判定（案）欄が「○」である場合は、IV⑤備考欄及びV⑪判定（案）の理由、考え方等欄に何も記載されな

いから、Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表において、Ⅳ⑤備考欄及びⅤ⑪判定（案）の理由、考え方等欄は、全て空白であることも明らかである。

そうすると、Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表は、Ⅳ④判定（案）欄、Ⅳ⑤備考欄、Ⅴ⑩判定（案）欄及びⅤ⑪判定（案）の理由、考え方等欄を開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、国土交通省の登録審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 他方、Ⅱ総合判定欄が「×」と記載されている判定表は、登録要件ごとの判定結果を記載したⅣ④判定（案）欄及びⅤ⑩判定（案）欄に「×」が一つ以上あることになるが、これらの欄を開示すると、特定法人の申請に係る資格が登録規程5条に定めるとの登録要件に適合しないと判定されたのかが明らかになるとともに、国土交通省が登録審査に当たりどのような点を重視しているのか、その着眼点等が明らかとなる。そうすると、これらの判定結果を基に、同業他社が登録要件に適合する部分のみを形式的に模倣して申請することが可能となり、国土交通省において、申請者が付与する技術者資格の実際の水準等を正確に把握することが困難となり、国土交通省における登録審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記（2）の諮問庁の説明は否定し難い。

また、Ⅳ⑤備考欄及びⅤ⑪判定（案）の理由、考え方等欄についても、これらの欄に何らかの記載があれば、それに対応するⅣ④判定（案）欄又はⅤ⑩判定（案）欄が「×」であることを意味するから、Ⅳ⑤備考欄及びⅤ⑪判定（案）の理由、考え方等欄を開示すると、Ⅳ④判定（案）欄及びⅤ⑩判定（案）欄を開示するのと同様の結果となる。

したがって、Ⅱ総合判定欄が「×」と記載されている判定表のⅣ④判定（案）欄、Ⅳ⑤備考欄、Ⅴ⑩判定（案）欄及びⅤ⑪判定（案）の理由、考え方等欄については、法5条6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ Ⅴ⑦分類欄ないしⅤ⑨内容、試験問題番号等欄について

(ア) Ⅴ⑦分類欄ないしⅤ⑨内容、試験問題番号等欄には、特定法人の申請に係る資格について、その資格に必要な知識・技能を判定するため特定法人が実施している資格付与試験の問題番号等が具体的に記載されており、これらを開示すると、開示済みのⅡ総合判定欄と

照合することにより，どのような試験問題であれば資格付与試験としての要件に適合し，あるいは適合しないのかを推測することが可能となる。

(イ) そうすると，上記ウ（ウ）と同様に，同業他社が登録要件に適合する部分のみを形式的に模倣して申請することが可能となり，国土交通省において，申請者が付与する技術者資格の実際の水準等を正確に把握することが困難となり，国土交通省における登録審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記（２）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，Ⅴ⑦分類欄ないしⅤ⑨内容，試験問題番号等欄については，法５条６号柱書きに該当すると認められるので，同条２号イについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条２号イ及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，別表の３欄に掲げる部分は，同条２号イ及び６号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，同条２号イについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第５部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

技術者資格の登録に関する審査結果のお知らせ（特定法人宛て）

別表（判定表の不開示部分及び開示すべき部分）

1 記載項目	2 不開示部分		3 開示すべき部分
	Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表	Ⅱ総合判定欄が「×」と記載されている判定表	
I 区分欄		不開示	全て
Ⅱ総合判定欄			----
Ⅲ申請資格欄			----
Ⅳ上段の表			----
①登録の要件欄			----
②評価方針欄			----
③確認資料欄	不開示	不開示	全て
④判定（案）欄	不開示	不開示	全て（Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表に限る。）
⑤備考欄	不開示	不開示	全て（Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表に限る。）
V 下段の表			----
①施設分野欄		不開示	全て
②業務欄		不開示	全て
③知識・技術を求める対象欄		不開示	全て
④必要な知識・技術欄		不開示	全て
⑤確認すべき資格付与試験等の要件欄		不開示	全て
⑥確認すべき資格付与試験等の要件の解説欄		不開示	全て
⑦分類欄	不開示	不開示	なし
⑧実施年度欄	不開示	不開示	なし
⑨内容，試験問題番号等欄	不開示	不開示	なし

⑩判定（案）欄	不開示	不開示	全て（Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表に限る。）
⑪判定（案）の理由，考え方等欄	不開示	不開示	全て（Ⅱ総合判定欄が「○」と記載されている判定表に限る。）

（注）「2 不開示部分」欄のうち，空欄は原処分で開示されていることを示す。